

平成28年第3回東浦町議会定例会
一般質問通告一覧 平成28年9月8日(木)・9日(金)

日	順位	質問議員 (頁番号)	質問事項
8日 (木)	1	西尾 弘道 (P2)	1 東浦の町おこしは総力戦で 2 工業産業用地について
	2	杉下 久仁子 (P4)	1 於大公園内プールの継続 2 子どもたちの見守りについて 3 教職員の部活指導体制は適切か
	3	成瀬 多可子 (P5)	1 離婚家庭における子の養育と面会交流について 2 フィクス・マイ・ストリートの検討について
	4	秋葉 富士子 (P6)	1 防災の取り組みについて 2 介護予防・日常生活支援総合事業について
	5	田崎 守人 (P8)	1 まちづくり施策と立地適正化計画について
	6	三浦 雄二 (P11)	1 新田地区のまちづくりについて 2 65歳成人式について 3 於大公園内の施設について
9日 (金)	7	向山 恭憲 (P13)	1 太陽光パネル設置における里山破壊防止について 2 コンパクトなまちづくり計画の進捗状況について
	8	平林 良一 (P15)	1 緒川新田の土地区画整理について 2 日本非核平和宣言自治体協議会と平和首長会に参加する東浦町として 3 主権者教育について
	9	小松原 英治 (P17)	1 景観条例について 2 認知症高齢者等の徘徊について
	10	原田 悦子 (P18)	1 子どもの居場所づくり
	11	米村 佳代子 (P19)	1 平池台地区の公共下水道事業について 2 元緒川城址遺構と伝えられる伝宗院山門の調査等について 3 B型肝炎ワクチンとロタウイルスワクチンの任意予防助成事業実施について

質問順位 1 15 番議員 西尾 弘道 (至誠会)

1. 東浦の町おこしは総力戦で

現在社会は、グローバルの時代と言われていますが、「歴史は繰り返す。」と言われます。私自身、「歴史を勉強することは現在を知ることである。」と中学の恩師に言われたことが、今も脳裏から離れません。

東浦町に居を構え、半世紀近くを迎えることとなり、戦後の復興からの農業改革を含めた食糧増産、2度の石油危機から立ち上がったの高度成長、伊勢湾台風による甚大な被害からの復興や、一大国家プロジェクトでもある愛知用水事業など、知多半島は戦後の興廃から一変した豊かな地域になり、生活、まちづくりが一変してきました。

去る3月4日に焼失した東浦町の歴史を語るうえで欠くことができない「乾坤院」は、まだ再建の目途もたっていませんが、この「乾坤院」を核としたまちづくりについて、町の見解を伺います。

- (1) 焼失した文化財についての、今後の維持管理や、防火管理体制はどうなっているか。また再建復興についてどのように考えているか伺います。
- (2) 「乾坤院」を東浦町の歴史観光ブランドの拠点として、役所、商工会、農協、地区コミュニティなど人的資源を活用しての、まちづくりの目玉となるような組織づくりについて伺います。
- (3) 東浦町の観光拠点として「乾坤院」は、於大まつり以外でも年中参拝客が往来する場所でありたいと考えます。また、隣接する総合公園である於大公園は、家族のふれあいに欠かせない場所なっています。商工会、商工振興、行政、また、民間の支援組織と協力して、景観を含めた、まちの核となる地域としての長期ビジョンが必要と考えるが、見解を伺います。
- (4) 於大まつりを核として、ふるさとガイド協会の皆さんによる「於大の方」歴史散策、巨峰ぶどうやイチゴ、トマトなど生産者による「農業ブランド化」、於大サミットなど、多くの関係機関との連携が必要ではないか伺います。
- (5) 観光庁は、訪日客が2,000万人を超えて、将来4,000万人を目標としており、セントレアの第2滑走路・西知多産業道路など将来計画もあり、知多観光圏と「乾坤院」・「於大公園」を内外にアピールする「道の駅」など考えを伺います。

2. 工業産業用地について

東浦知多IC周辺の既存工業専用地、「健康の森」南部の周辺は、将来に向けた工業検討地区として位置付けされています。東浦知多IC周辺は、業種条件など、選択が非常に厳しい事もあり、適合する企業が少なく、あまり進展ないようです。

東浦町の安定的な財政状態等将来の雇用、人口問題を考えると、優良企業誘致のための東浦知多IC周辺・あいち健康の森の南側区域の新産業系用地への企業立地に必要な道路整備など、早急に進める必要があると考え、以下の事を伺います。

(1) 東浦知多IC周辺について

本町の工業系地域では、自動車関連企業が操業しており、一部増設中です。そして(仮称)半田消防署東浦支所西部出張所・西部防災倉庫の建設が決定しています。

その他土地について企業からの相談の中で、進展の阻害要因は何があるか。また、残りの計画面積がどれだけか伺います。

(2) 「あいち健康の森」南側区域について

県道大府東浦線が東浦町内で長年にストップしているが、何故進まないのですか。大府市も東浦町も道路開通が企業誘致には、絶対優先すべきであります。大府市では、健康の森周辺にはすでに医療福祉施設の立地が進み、ウェルネスバレー構想の全体像が出てきています。本町の動きが消極的なことが要因でないかと思えます。何が要因ですか。また、県企業庁とも協議する事も必要ではないか、考え方を伺います。

(3) 町内の準工業専用区域・旧市街地などに点在する工場、卸売製造店舗などの集約団地（問屋団地）の計画はどうか伺います。

質問順位 2 8番議員 杉下 久仁子（日本共産党東浦町会議員団）

1. 於大公園内プールの継続

本町、於大公園内にあるプールは1989年(平成元年)に作られ、今年で28年目となる。事業仕分けに都市公園維持管理事業があげられ、特にプールの運営に議論が集中し、利用料に比べ経費や修繕費がかかり、赤字経営として廃止を視野に入れた改善が求められた。

しかし、住民福祉としての公共施設の在り方を考えると、利益追求の企業運営手法をうかがわせる「赤字だから廃止」という考えは問題である。

プールは、町内の夏期の憩いの場として、また体力づくりや親子のふれ合いの場としても貴重な施設であることを踏まえ、プール施設について次のことを伺う。

- (1) 今年のプール利用期間を短くした理由は(昨年は7月17日から8月31日だったのを、今年7月20日から8月15日とした)。
- (2) プール施設の維持管理を行うために必要とされる、今年度以降の整備・修繕等の計画と予想される費用は。
- (3) 平成24年度事業仕分けで都市公園維持管理事業が取り上げられ、プールに関して『廃止』も視野に入れた抜本的な見直し』を行うよう求められる提言が出されたが、町としての対応は。

2. 子どもたちの見守りについて

子どもたちの見守りについては、地域コミュニティ、更生保護女性会、老人会などの皆様が日常の活動で行っているパトロールやスクールガードの取り組みに、感謝と敬意の念を持っている。

夏の長期休暇中、イベントも多くなり、特に盆踊り・花火大会などの夏祭りでは、にぎやかな雰囲気裏側で、喫煙や飲酒に誘われたり、お金を渡すよう強要される被害に遭うなどの子どもたちもいる。

そういった、体や心への危険を回避できるように見守ることも、地域に関わる身近な大人の役目でもあると考える。

また、子どもの貧困が深刻になり、虐待やいじめなど子どもの将来にも関わる問題が山積する中、普段の生活圏内でも子どもの異変に気付き、支援の有無について対応するための見守り(見回り)も重要であると考えている。

上記に述べた住民・団体の取り組みの他に、行政や教育委員会の対策を伺う。

- (1) 町外(特に隣接する市町)で行われるイベントを見回る範囲と態勢は。
- (2) 子どもたちの異変を察知する見守りの態勢と、必要であれば支援につなげる仕組みはどのように行っているか。

3. 教職員の部活指導体制は適切か

日本の教職員の勤務時間は世界一長いという調査結果があり、本来の学習指導以外の勤務時間、主に部活動での拘束時間が長くなることや未経験で顧問を務めることで心身ともに疲弊する教員が多いと言われている。

東浦町内での教職員の部活指導体制は、指導時間や休暇日が適正か伺う。

質問順位3 2番議員 成瀬 多可子（無所属）

1. 離婚家庭における子の養育と面会交流について

平成26年に日本全国で結婚したのは64万3,740組、離婚は22万2,104組（厚生労働省人口動態統計）。3組が婚姻届けを出す間に1組は離婚している計算となる。離婚する夫婦の約6割は未成年の子どもがいる夫婦である（同統計）。

日本では離婚すると父親か母親どちらか一方が親権を持つ「単独親権」となるが、夫婦であることをやめたら、親子の関係もそれによって簡単に終わってしまうものであろうか。

先の6月定例会において、私は子どもに「生きづらさを感じさせないまち」をテーマに質問した。子どもが安心して学び、成長できる環境を用意することは何より大切なことである。親が離婚するとなった場合においても、その後の子どもの物理的、経済的、精神的な安定の確保には最大限の努力が払われるべきと考える。

この問題は本町に限ったことではなく、国の法整備がまだ不十分なところであるが、のんきに様子見をしていて良いとは思わない。住民の暮らしに密着した、市町村単位だからこそできることを考え、手を打っていききたいとの思いから質問する。

- (1) 本町における婚姻・離婚の届数はどう推移しているか。
- (2) 本町では離婚する夫婦のうち、未成年の子どもがいる夫婦の比率はどうなっているか。
- (3) 夫婦の間に未成年の子どもがいるかどうか、また、離婚後の子どもと親の関係について、離婚届の提出に際して用紙配布から受理まで、本町の窓口対応はどうなっているか。
- (4) 民法第766条が平成23年に一部改正、平成24年4月1日に施行され、離婚の協議をする時には子の監護について必要な事項を協議しておくように、としている。必要な事項とは、具体的に面会交流と養育費の分担を指し、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明記された。
この民法の改正を受け、本町として、どのような事務体制を整えたのか。
- (5) 離婚届を提出してしまう前に面会交流と養育費の分担について子どものことを最優先に考えて協議しておくように促す、そのための情報提供はどこが、誰が、どのタイミングで行うべきものかと考えるか。本町の見解を問う。

2. フィクス・マイ・ストリートの検討について

平成25年12月議会以来、半田市の「マイレポはんだ」、フィクス・マイ・ストリートの本町での導入について複数議員の一般質問で取り上げられてきた。直近では、昨年9月定例会で田崎議員の質問に対し、「半田市の状況や他自治体の動向を注視し、引き続き検討してまいりたいと考えております」との答弁であった。

- (1) その後、本町の検討状況はどうか。
- (2) 試験運用あるいは期間・テーマ等を限定した利用についての考えはないか。

質問順位 4 13 番議員 秋葉 富士子 (公明党東浦)

1. 防災の取り組みについて

甚大な被害をもたらした東日本大震災から本年3月11日で5年が経過しました。そして、その約1か月後の4月14日、震度7の熊本地震が発生。またも大きな被害をこうむりました。

私達の住むこの東海地方でも、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、決して対岸の火事の出来事ではありません。本町におきましても災害に備え、「東浦町地域防災計画 東浦町水防計画」が本年2月修正策定されました。そこで、地震防災を中心とした防災の取り組みについて質問いたします。

- (1) 本年8月、本町は災害に備え、NTT 西日本グループの「テルウェル西日本」と中部電力の関係会社「中電興業」との間で、避難場所の案内看板に関する協定を結びました。これは電柱広告看板に広告主の賛同を得て、広告と併せて最寄りの避難場所等を表記してもらうものです。そこに標高表示を表記することを提案しますが、考えを伺います。
- (2) 災害対応型自動販売機、また、防災倉庫への自動解錠装置の設置を提案しますが、考えを伺います。
- (3) 防災マップの活用状況と音声案内についての考えを伺います。
- (4) 福祉避難所（第2次避難所を開設した場合の災害時要配慮者向け避難所）について伺います。
 - ア. 勤労福祉会館を、福祉避難所に指定した根拠について伺います。
 - イ. 災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設を使用する協定がありますが、内容について伺います。
 - ウ. これらの情報を、災害時要配慮者にどのように周知していますか。
- (5) 災害時における相互応援協定を、新城市、石川県野々市市、宮城県柴田町と結んでいますが、進捗状況と今後の新たな協定先の予定について伺います。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成27年度介護保険制度改正では、平成24年度から創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」を見直し、平成29年4月までに新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を各市町村で実施することが定められています。

本町では、介護予防事業について、平成25年度まで二次予防事業の対象者把握事業（生活機能評価）を特定健康診査及び長寿健康診査と同時実施していました。しかし、年度当初に二次予防事業対象者を把握することで事業への参加率を増やすことを目的に、平成26年度から基本チェックリストを健診事業から切り離して単独で実施をしています。そこで、新しく始まる「介護予防・生活支援総合事業」の中の一般介護予防事業について質問いたします。

- (1) 今年度までの介護予防事業から、新しい一般介護予防事業への変更内容と課題、それに対する対策について伺います。
- (2) 第6期知多北部広域連合介護保険事業計画の中に、「健康とくらしの調査」の結果から推計した介護予防ニーズ（生活機能評価）が算出されていました。本町は他の3市（東海市、大府市、知多市）と比べて閉じこもり、認知機能低下、虚弱（フレイルともいい、加齢とともに、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの

危険性が高くなった状態)の項目のニーズが高くなっていますが、どのような対策をとっていますか。

(3)今年度まで実施している「ひだまり介護予防教室」は、来年度からどのように実施する予定ですか。

(4)「ひだまり介護予防教室」を実施している場所を、来年度からどのように活用する予定ですか。

質問順位5 3番議員 田崎 守人 (高志会)

1. まちづくり施策と立地適正化計画について

国土交通省が示す立地適正化計画制度では、今後のまちづくりについて人口減少と高齢化を背景とし、子育て世代や高齢者が安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることを大きな課題としています。

このような課題認識の下、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要と捉え、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

本町においても、人口減少や高齢化についての課題認識は国の考えと大きな違いがないことから、まち全体を見渡し、さらに近隣市町との広域的な連携も鑑みたまちづくりに努めることが大切です。

そこで「立地適正化計画」について、まちづくりを所管する都市整備課だけの取り組みとして捉えるのではなく、企画・財政・防災・交通・医療・福祉・学校・教育等々が正しく理解したうえで、計画策定に務める必要があると考え、一般質問で通告するに至りました。また、東浦町の第5次総合計画、都市計画マスタープラン、コンパクトなまちづくり計画、景観計画、地域公共交通網形成計画、公共施設等総合管理計画などとの関係（整合性）も整理・共有していくことが、将来に向けて「東浦町らしい安全で安心して住み続けたいまちづくりや行政運営に寄与できる」ものと考え、以下について伺います。

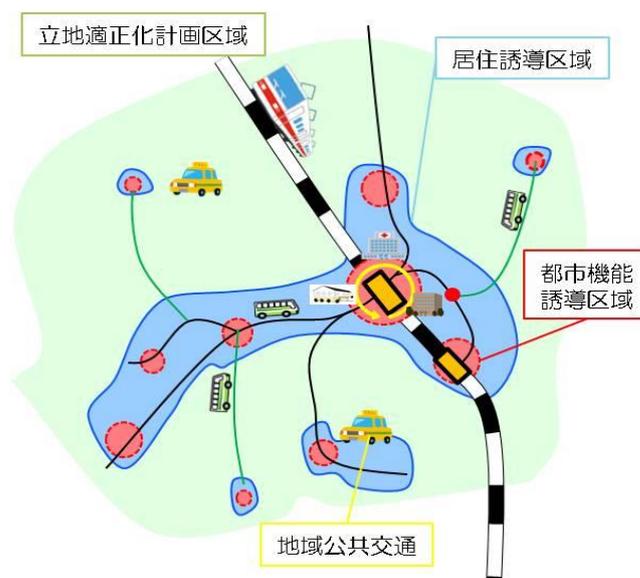
(1) 国が示す立地適正化計画について

ア. 意義と役割について、本町はどのように理解しているか。

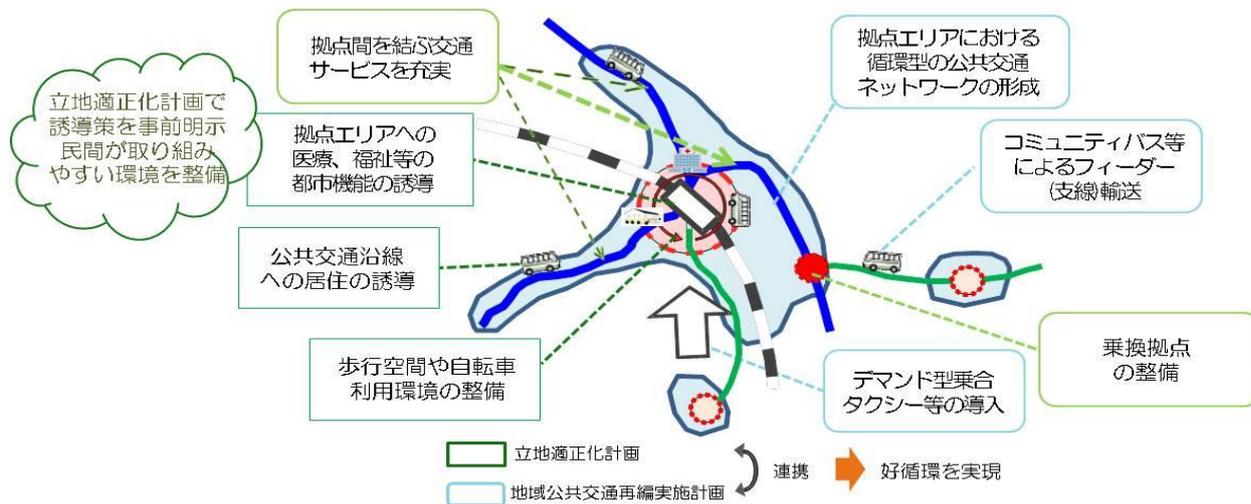
<<参考情報>>

立地適正化計画制度

(出所) 国土交通省



▲市街地空洞化防止のための新たな選択肢



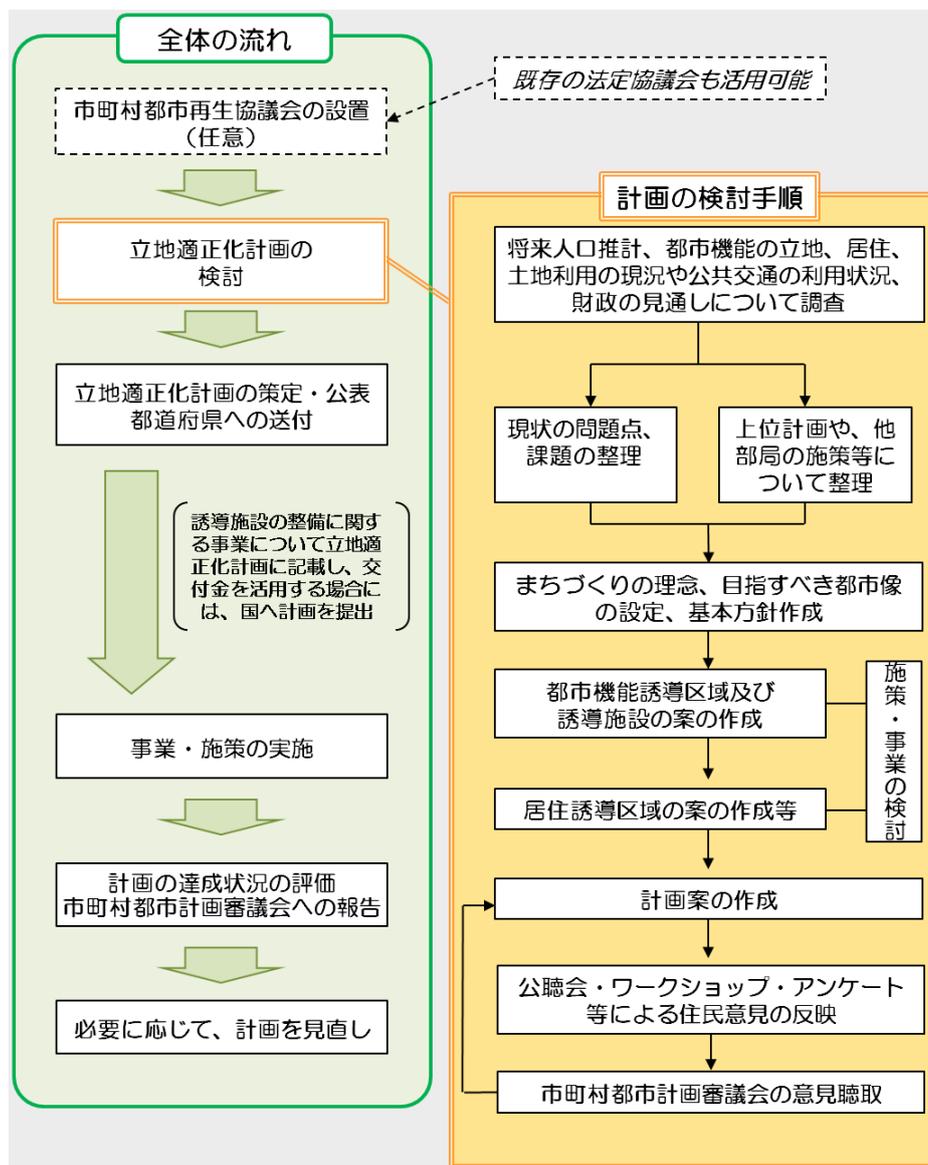
▲市街地空洞化防止のための新たな選択肢

イ. 計画作成までの流れについて、どのように理解しているか。

<<参考情報>>

立地適正化計画制度

(出所) 国土交通省



▲立地適正化計画作成までの流れ

- ウ. 関係する活用可能な制度について、どのように認識しているか。
 - エ. 係る支援措置について、どのように理解しているか。
- (2) 本町の各種計画（策定中を含む）と国が示す立地適性化計画との関係（整合性）について、どのように考えて整理しているか。
- ア. 東浦町第5次総合計画は。
 - イ. 東浦町都市計画マスタープランは。
 - ウ. 東浦町のコンパクトなまちづくり計画は。
 - エ. 東浦町景観計画は。
 - オ. 東浦町地域公共交通網形成計画は。
 - カ. 東浦町公共施設等総合管理計画は。
 - キ. 東浦町地域福祉計画は。
 - ク. 他に関係を想定する計画等は。
- (3) 東浦町として、立地適性化計画を作成する考えがあるか。作成する考えがある場合には、時期や組織体制などについて町の考えを伺います。

質問順位 6 10 番議員 三浦 雄二 (至誠会)

1. 新田地区のまちづくりについて

東浦町のコンパクトなまちづくり計画は、各地域にて「しあわせなまちをデザインするワークショップ」などで、話し合っただけの内容を参考に作られました。

コンパクトなまちづくり計画の中に、新田地区においては、《土地利用》の方針では、①人口増加につながる新たな住宅地の整備を図る。②便利な住宅環境の形成に寄与する商業地を幹線道路の沿道に配置する。《道路・施設整備》の方針では、③幹線道路（都）名古屋半田線の整備を促進する。④高齢者施設を含む、コミュニティセンターや児童館など地区に必要な施設からなる、統合施設の整備を促進する。などを土地区画整理事業で進めると町の方針が示されていますが、どこまで進んだのか見えてきません。

そこで、毎回、一般質問を行っていますが土地区画整理事業の進捗状況などについて質問いたします。

- (1) (仮称) 東浦緒川新田土地区画整理事業を反対している地権者の方達との話し合いの状況を伺います。
- (2) 土地区画整理事業でコンパクトなまちづくり計画に出されている内容を実施し、又は検討する計画ですが、進捗状況を伺います。
- (3) 平成 30 年をめぐりに土地区画整理組合を設立する計画ですが、進捗状況を伺います。

2. 65 歳成人式について

長年にわたり会社などで活躍し、社会貢献をしてきた 65 歳の方の労をねぎらい、これからのセカンドライフを楽しく過ごすために、今後の活動を応援し、門出を祝うために平成 27 年度より 65 歳成人式を開催することになりました。その点について質問をします。

- (1) 平成 27 年度は対象者が約 700 名いましたが、120 名程の参加者でした。平成 28 年度の対象者は何名か伺います。
- (2) 昨年度に参加された方達の感想を伺います。
- (3) 初年度は問題点も発生したと思いますが、具体的な問題点を伺います。
- (4) 新規事業としての総括を伺います。
- (5) 参加された方達は、地域とのつながりをどのように考えているのか伺います。また、町としてどのような活動を期待するのか伺います。

3. 於大公園内の施設について

於大公園内には、子供達が楽しめる施設がありますが、それについて質問をいたします。

- (1) 於大プールは町にとって必要な施設と考えますが、それについて伺います。
 - ア. 入場者数の推移について伺います。
 - イ. プール内のメンテナンスはどうなっているか、安全性も含めて伺います。
 - ウ. 於大プールを閉鎖して新たな別の施設をつくる計画があるのか伺います。
- (2) 大勢の子ども達に人気があり、利用されているおもしろサイクル広場について伺います。
 - ア. 自転車の整備点検はどのような状況になっているのか伺います。
 - イ. 今まで事故・怪我などは発生していないか伺います。

ウ. 自転車の種類も多くあるがマンネリ化している。新しい自転車を購入する考えについて伺います。

(3) プレーパークについて伺います。

ア. 今年度は、過去と比べて開催日も多くなったが、利用者数の状況について伺います。

イ. 実施した中での総括について伺います。

質問順位 7 12 番議員 向山 恭憲 (至誠会)

1. 太陽光パネル設置における里山破壊防止について

「再生可能エネルギー特別措置法」が平成 24 年 7 月に施行されて以来、「太陽光パネル」の設置が全国的に急速に拡大され、平成 28 年 4 月から始まった電力自由化によって、さらに拍車がかかっている状況にあります。東浦町においても生路五号地メガソーラー発電事業が推進されており、本年 12 月には売電開始の見込みとなっています。(東浦町は、町有休地について太陽光発電事業者と土地賃貸借契約を締結し、その賃貸料が本町の収入となる。)

太陽光パネルについては、パネル本体やこれを支える工作物にも安全上等のリスクが多くあり、また設置上においても様々な問題が起きています。その大きな問題の一つが「里山破壊」です。設置事業者が里山の森林を伐採して太陽光パネルを敷き詰め、その結果、里山破壊すなわち自然環境破壊といった本末転倒の事態が起きています。

緒川新田地区(卯ノ里地区)においても地元の里山への太陽光パネル設置計画が進行しており、「里山破壊」が危惧されています。

こうした状況から、町内全域で起こり得ることも考慮して、パネルの安全対策や里山保全に向けた対応策について伺います。

(1) 生路五号地メガソーラーの安全対策について

ア. 地耐力確保が進められているようですが、パネル本体及び支持工作物等の強度確保(対強風など)や耐久性確保などの安全性の確保は。

イ. メガソーラー稼働後の施設の安全管理計画があり、安全管理の徹底ができるしくみができているか。

ウ. これらの安全対策については、町内各所に既存し、又は今後設置される太陽光パネル及び設置事業者に対し、安全設計指導・安全施工指導が実施されていくか。

(2) 緒川新田地区の居住地近くに存在する里山に設置計画のある太陽光パネルは、里山の森林を伐採して設置される計画であり、さらに森林伐採とパネル設置がなし崩し的に拡張されるとの懸念も出ています。現在 5,200 名余の賛同者を得た「里山の保全」を願う住民運動が起きています。里山破壊防止や里山保全を町内全域に広げるためにも、下記対応策が望まれます。町としての対応を伺います。

ア. 緒川新田地区の里山への森林伐採工事着工前に、事業者から住民説明会が開催されることが必要と考えます。町から事業者へその旨の指導が行えないかを伺います。

イ. 上記計画地においては、現場の点検・監視を頻繁に行うことによる無秩序な森林伐採の拡張を防ぎ、また、手抜き工事等の防止を図ることが肝要と考えます。町としての対応を伺います。

ウ. 1ha 以下の小規模な太陽光パネルの里山や田園への設置については、現在の法律や条例では設置規制やパネル構造規制等ができない。町内の里山や森林の破壊を防止し、「里山や森林を守るための条例」の制定が早急に必要と考えます。町の対応を伺います。

2. コンパクトなまちづくり計画の進捗状況について

「コンパクトなまちづくり計画」は、基本方針として都市計画マスタープランの土地利用構想を踏まえた上で、平成 26 年度に作成された「しあわせなまちをデザインするワークショップ」による各地区のまちづくり案を取り入れて、まとめ上げられたものと認識して

います。

そこで下記について伺います。

- (1) 当計画発行後の事業推進の進捗状況は。何がどう進んでいるか。
- (2) 当計画発行後において新たに生じた問題点、あるいは新たに設定された課題は。また、その事案についての対応策や対象地域への説明は。
- (3) 現在発行されている「計画」は、基本計画であると考えます。実行に向けた具体的推進計画が策定され、展開されてこそ「まちづくり事業推進計画」となり、事業実務が推進されると考えます。今後の事業推進ステップやスケジュール等、具体的推進計画の策定状況は。

質問順位 8 9番議員 平林 良一（日本共産党東浦町会議員団）

1. 緒川新田の土地区画整理について

名古屋半田線が植山交差点まで開通してから東海市へのアクセスが便利になった。ここから南側の道路が狭いために拡幅を願う声は強い。ところが道路拡幅を土地区画整理と併せて行おうとしたことで、住民との間に対立が起きている。憲法第29条第1項で「財産権はこれを侵してはならない」、第3項で「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる」と定めている。

土地区画整理はまちづくりの手法としては合理的だが、少数意見が多数意見に従わされるということが問題点である。最も民主的運営が行われるべきもので、少数意見を聞き入れないで押し切ることはやってはならないと考える。

- (1) 土地区画整理組合設立準備会に必要な地権者の仮同意はどのように取られたか。地権者に対する情報提供は十分だったのか。
- (2) 組合設立準備に使った費用はいくらか。
- (3) 計画地内の地権者が仮同意を撤回する動きがあるが、どう把握しているか。
- (4) 本同意で反対多数の場合、土地区画整理組合の設立認可を得ることはできないのではないか。
- (5) 都市計画道路の拡幅を県の施工で先行すべきではないか。

2. 日本非核平和宣言自治体協議会と平和首長会に参加する東浦町として

世界唯一の被爆国日本は、毎年8月に世界に向けて核実験禁止と核兵器の廃絶を訴えている。ところが、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国に続いてインド、パキスタン、イスラエルが核兵器を保有し、ここ数年間は、北朝鮮が核兵器と弾道ミサイルを開発・実験して、世界に脅威となっている。

長年、自民党政権は日米安保条約の核の傘に守られているとして核兵器廃絶に背を向けてきた。これに対して地方から核廃絶に声を上げようと、1984年日本非核平和宣言自治体協議会が結成され、東浦町も1995年（平成7年）に非核平和宣言を採択し、全国協議会に加盟した。

日本が71年間も戦争に巻き込まれなかったのは日本国憲法の平和主義のおかげであるが、被爆者は高齢になってきて原爆の恐怖、残忍さを語れるのもあとわずかの年月となっている。

今年の原水爆禁止世界大会では、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」（ヒバクシャ国際署名）を世界の人々に広げることが決議された。

- (1) 町長は、今年の「ヒバクシャ国際署名」を断ったのはなぜか。
- (2) 非核平和宣言の町として、後世に核戦争の恐怖・残忍さをどう伝えていく考えか。
- (3) 安倍首相は、米国オバマ大統領が核先制不使用を唱えたことに反対したという報道があるが、どう思うか。政府に対しても声を上げていくべきでないか。

3. 主権者教育について

今年7月に行われた参議院選挙から投票年齢がようやく18歳から引き下げられた。世界では18歳から成人扱いで、当然選挙権も付与され、国会議員の被選挙権も20代前半となっている。

日本の場合、若年層の投票率が低いのは特異なことである。若い人が政治に期待を持っていないとも言われるが、先の参議院選挙では、大学生や高校生が自発的に組織を立ち上げて、選挙を盛り上げた。政治のことが少しでも理解できれば、若い人は立ち上がることを示している。主権者教育という言葉がにわかになされるようになったが、まだ付け焼刃的なところがあり、成果は上がっていない。

- (1) 義務教育の中で、政治が生活とどう結び付いているか、時として政治にも間違いが起きることなどをわかりやすく教えていく工夫はされているか。
- (2) 道徳が教科化されたが、成績判断が難しく、同時に教師が監視される仕組みが言われており、現場は委縮する恐れがある。教科化の逆効果が改められるか。
- (3) いじめに対して、周りが知らぬ顔だったり、教師の対応がまずかったりは事件を助長する。これらをみんなで解決を図ることも主権者教育ではないか。
- (4) 日本人は、人前でまとまった話をするのが苦手といわれている。教育の中でこういう訓練ができる時間はあるか。

質問順位 9 4番議員 小松原 英治 (創生会)

1. 景観条例について

町長は、「町長政策集Ⅱ」において、景観条例の制定を公約として掲げている。

そこで、景観条例について、町長の見解を伺う。

- (1) 景観条例(案)を議会にいつ上程する予定なのか。
- (2) 景観条例制定の目的は。
- (3) 平成28年4月に「東浦町景観計画」を策定しているが、景観計画を実施していく上で、景観条例の制定は必要不可欠なものなのか。
- (4) 緒川の新左田において、民間業者が事業予定している太陽光パネルの設置について、景観条例が制定された場合、どのような取り扱いになるのか。

2. 認知症高齢者等の徘徊について

超高齢社会を迎え、高齢者に対する福祉政策は多くの課題があると考えられる。さらに、今後高齢化率が上昇することは明らかであり、それに伴い徘徊件数が増加することを懸念する。

そこで、懸念する高齢者の徘徊に対する本町の取り組みについて伺う。

- (1) 実際に徘徊があった際に、速やかな対応がとれるように、徘徊のある認知症高齢者の情報をあらかじめ福祉課に提供してもらい登録しているが、現在の登録人数は。
- (2) 徘徊のある認知症高齢者の家族に対し、徘徊などにより行方不明となったとき、早期発見を図るために受信専用の端末機を貸与しているが、現在の貸与件数は。また、現在貸与している端末機の機能は、PHSなのか、GPSなのか。
- (3) 徘徊高齢者搜索模擬訓練を平成23年度に大府市と、平成26年度に阿久比町と合同で実施しているが、今後近隣市町と合同で実施する考えは。また、大府市、阿久比町と合同訓練を実施した際に課題となった内容は。
- (4) 徘徊により行方不明になった場合に、地域の皆さんの協力を得て、早期に発見することを目的に、家族等からの依頼により、その方の身体的特徴や服装等の情報をメールで配信して可能な範囲で搜索協力を求める「みまもりねっと(東浦町徘徊高齢者搜索メール配信システム)」を導入しているが、現在の登録人数は。また、役場の休業日(土・日・祝日)において、徘徊者の搜索のために同報無線による放送の活用効果は。

質問順位 10 1 番議員 原田 悦子 (幸福実現党クラブ)

1. 子どもの居場所づくり

青少年を取り巻く環境は、大きく変化しております。保護者は、子どもには「たくさんの友達と遊んでほしい。」「家の中でテレビゲームばかりで遊ぶのではなく、いろいろな経験をしてほしい。」と望む一方で、不審者、交通事故、いじめ問題からの犯罪、子ども達が巻き込まれる事件が、毎日のように報道されております。今、子どもの安全安心を守る手立てが求められております。

このような状況の中で、東浦町が取り組んでいる、放課後に、子ども達が安全で安心して過ごせることの出来る、子どもの居場所づくりについて伺います。

(1) 児童館について

夏休みの児童館の様子を見て、児童館の狭さを感じました。児童クラブの子ども、一般の子ども、親子の皆さんで、児童館は混雑していました。子どもの遊びが広がり、走り回っている児童館もありました。また児童クラブの定数も増加し、児童クラブの時間も延長になり、近くのコミュニティセンターに子どもの居場所を借りている児童館、学校に空き教室を借りている児童館など、子どもの居場所を作るのに努力されていることは理解していますが、このままでは安心安全で健全な育成ができるのか不安を感じます。

このような状況をどのように考えているか伺います。

(2) アフタースクールについて

ア. アフタースクールは、各小学校で週2日の活動を行っていますが、各小学校の定員は何名で、どのような活動を行っているか伺います。

イ. アフタースクール開校の定義について、具体的に伺います。

ウ. アフタースクールの活動は、コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターで運営されていますが、1回の運営は何人の指導員で行い、どのような活動方針で行われているか伺います。

質問順位 11 14 番議員 米村 佳代子 (公明党東浦)

1. 平池台地区の公共下水道事業について

平池台地区(市街化調整区域)は、宅地開発後の昭和40年代から、住民が住み始め、現在は約150世帯の集落です。汚水処理は集中浄化槽で、業者に委託し維持管理されています。近年、集中浄化槽の老朽化等で、ブローアポンプ等の取り換え工事や修繕費がかさみ、以下3つの理由①集中浄化槽の建て替えは、現在の基準で倍の土地が必要となるため、不可能である。②個別合併浄化槽を埋設するスペースがない家が約1割、存在する。③全戸で一斉に、個別合併浄化槽に切り替えることが難しい(業者数や各戸の経済状況)。平成19年4月、当時の自治会長が、「平池台地区の公共下水道事業計画区域編入に関する要望書」を前東浦町井村町長へ提出し、受理され、また平成23年、現東浦町神谷町長就任後、再度「要望書」を提出、受理されています。

そして、平成24年に「東浦町汚水適正処理構想」が変更され、平池台地区が公共下水道整備区域に編入されました。

昨年4月、現平池台自治会長と、「平池台地区下水道事業」の進捗を打診し、その後昨年10月に町からの説明を受け、公共下水道事業での実施はせず、土地区画整理事業(事業の1/2自治会負担)に準じて行うことが示唆されています。

- (1) 平成24年、変更された『東浦町汚水適正処理構想』の概要書には「平池台団地は、集中浄化槽を更新するより、既存の汚水管渠を活用して公共下水道へ接続するほうが、経済的になります。また、平成19年より住民から公共下水道への接続要望があがっている地域であるため、公共下水道区域に設定します。」とあります。

9年前は、現役世代だった世帯が、現在は2人暮らしの高齢者世帯が一番多くなり、一人暮らしの高齢者も増えつつあります。平池台のような既存の住宅地が、民間開発業者(東浦町土地区画整理事業補助金交付要綱にある環境整備費の補助率5/10を準用)と同様の1/2負担なのか、費用負担の根拠を伺います。

- (2) 本年5月10日に、『東浦町汚水適正処理構想』が再び変更されましたが、今回も森岡南古新田地区等の市街化調整区域の一部が公共下水道区域に編入されています。

今後、市街化調整区域を公共下水道整備する場合、下水道条例の受益者負担金を見直すのかどうか伺います。また、見直すとするならば、都市計画税賦課分を考慮するのかどうかを併せて伺います。

さらに、本年7月15日に愛知県全域汚水適正処理構想が変更されました。これは、愛知県内市町村の汚水適正処理構想をまとめたものと聞いていますが、愛知県と東浦町の構想図の整備年度が異なっています。違いは何ですか。東浦町が平成42年末整備予定としているのに対し、愛知県の汚水適正処理構想図では平成37年末整備となっています。愛知県とどのような調整が行われたのか伺います。

- (3) 今年3月の平池台自治会総会での来賓挨拶で、神谷町長は「下水道整備に対する国の補助制度がいつまで続くか分からないので、あるうちに早く造りたいと思っている。」と住民の前で「この地区の下水道事業での整備前倒し」に対する意欲とも取れる話をされました。平池地区下水道整備後の接続率は100%です。市街化区域の整備完了後も下水道の国の補助制度が続けば、平池台地区の整備も下水道事業で実施されるのか伺います。また、国の補助制度が継続する仮定の話になりますが、それはいつ頃になるのか。

さらに市街化区域後に下水道事業で整備するのであれば、住民の負担は、平池台役員に説明した「整備費用の1/2負担」ではなく、下水道条例で規定する受益者負担とすべきと考えますが、町の考えを伺います。その場合、公共下水道事業として市街化区域との負担の公平性から、下水道条例を改正して受益者負担金の増額の対応になるのか、併せて伺います。

以上、将来の東浦町における水環境・水循環の保全となる観点から、住民の負担軽減に配慮した公正かつ公平な行政の姿勢を伺います。

2. 元緒川城址遺構と伝えられる伝宗院山門の調査等について

近年、東浦町の歴史的建造物が知らない間に次々と消えていくとの指摘があり、危機感が募ります。緒川字屋敷三区にあった弁天社、緒川濁池の金毘羅社などがあります。

さて、伝宗院の資料及び東浦町歴史家戸田順蔵氏著の『東浦雑記』に、「山門 間口一間 奥行九尺 木造瓦葺 小川城瓦解の際入手 水野覚蔵名古屋へ引越しの節当院へ寄付す時に正徳元年八月十三日」と記載され、また、東浦町歴史家梶川武氏著の『東浦歴史散歩』にも「木造瓦葺の山門は元緒川城址にあったと伝えられ、水野覚蔵が正徳元年（1711）寄進した。」と記述されています。

(1) 近々、その緒川字天白にある伝宗院山門が取り壊され、新築計画のため寄付が募られていると、住民の方より心配の声が上がっています。

唯一、元緒川城址の遺構と伝えられている伝宗院山門の価値を正しく知ることは地域の大きな財産となります。専門家の協力を得て、調査をすることが重要ではないかと考えます。町の見解を伺います。

(2) 歴史的建造物を保存し、地域振興に利用する取り組みが全国でなされています。伝宗院山門を調査研究後、保存・活用など東浦町の対応を伺います。

また、住民の方から文化財保護事業費の予算が他市町より少ないとの指摘があり、隣の刈谷市を含め、5市5町の予算を伺うと共に、冒頭のいつの間にか消えゆく歴史的建造物等を把握する上でも、文化財保護審議会委員については、各大字で歴史に精通した方を選出すべきではと提案し、見解を伺います。

3. B型肝炎ワクチンとロタウイルスワクチンの任意予防助成事業実施について

本年2月5日、厚生労働省専門部会は、0歳児を対象に、B型肝炎ワクチンを10月から定期接種化することを了承し、全ての0歳児に接種すべきだと見解をまとめました。定期接種は、生後2、3、7～8カ月の3回実施します。

B型肝炎は、C型肝炎ウイルスやHIV（エイズ）など他のウイルスに比べ、感染力が強く、B型肝炎ウイルスが血液や体液を介して感染することで発症します。ほとんどが、お母さんから赤ちゃんへの母子垂直感染（分娩時に感染）によるものですが、父子感染・保育園集団感染など、感染経路が分からない場合もあります。

現在、B型肝炎ウイルスにより、大人で慢性肝炎、肝硬変・肝がんで通院治療を受け、苦しんでいる多くの方は、3歳児までにB型肝炎ウイルスに感染して持続感染（キャリア）となった人達です。今、B型肝炎ウイルスが原因で肝がん・肝硬変になり、毎年約6,000人の人が亡くなっています。

(1) 今年の10月から、平成28年4月以降に出生した0歳児のB型肝炎ワクチンの定期接

種が開始されますが、それ以前に生まれた狭間の方はどう助けていくのか、1歳児以上から3歳児までが、B型肝炎ウイルスに感染し、キャリアとなるリスクは低くなく、接種の重要性を感じます。定期接種の対象から漏れてしまう1歳以上の乳幼児も公費負担での接種機会が与えられるよう、少なくとも3歳児（4歳未満）まで、定期接種開始から3年間、無料接種の任意助成事業の実施を要望し、見解を伺います。

- (2) 毎年、冬から、春先に掛け流行するロタウイルス胃腸炎は、主に乳幼児を中心に感染し、5歳までのほとんどの子どもが繰り返し感染すると言われています。症状は、「嘔吐」「下痢」「発熱」などが1週間前後続き、保育園や幼稚園などで集団感染するなど、感染力がとても強いウイルスです。6歳までにロタウイルス胃腸炎による外来受診総数は約80万人（小学校入学までに、約2人に1人が受診）、5歳未満の入院は15人に1人と言われ、重症化することにより、医療機関への負担も大きくなります。

ロタウイルスワクチンは、2種類の製品があり、同じ種類のワクチンを2回以上又は3回接種する必要があります。自己負担額が3万円程と高いが、医師から推奨され、約60%の接種率です。しかし、子育て世代には高額負担となっており、独自に助成を開始する自治体が増えています。ロタウイルス感染症を制御していくため、ロタウイルスワクチン接種の周知と費用助成が重要で、医学的にも公衆衛生学的にも早期にロタウイルスワクチン接種の費用助成をと望む声に対し、所見を伺います。